

# コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて ～全ての学校が地域とともにある学校へと発展し、子供を中心に据えて人々が参画・協働する社会を目指して～

(平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

## 現状

- 社会の動向、子供たちの教育環境を取り巻く状況
  - ・人口減少の進行、グローバル化の進展、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、貧困問題の深刻化、児童虐待の増加
  - ・子供たちの規範意識や社会性等の課題、複雑化・多様化した学校の課題に伴う、教職員の勤務負担
- コミュニティ・スクール等の現状と課題等
  - ・学校に対する保護者や地域の理解の深まりや特色ある学校づくり等の成果の一方、導入に消極的な自治体が存在し取組に地域差が発生。また、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の連携不足、学校評議員制度の形骸化の指摘。

## 今後の目指すべき基本的方向性

### 社会総掛かりでの教育の実現

- 現在の子供や学校の抱える課題の解決、子供たちの豊かな成長のためには、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。

### 地域とともにある学校づくりの一層の推進

- 地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、その中核にコミュニティ・スクールを据え、設置促進を図っていく必要。

### 学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していく視点も重要。

## コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

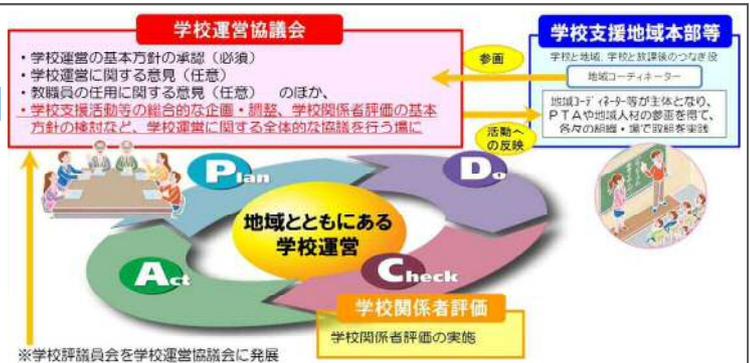
### <国における推進方策>

#### 1. コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の一体的な推進

- 学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進し、学校運営の改善を果たすP D C Aサイクルを確立
- ⇒ 学校支援地域本部等の取組から学校運営協議会への発展、学校関係者評価委員会から学校運営協議会への発展等を促進

#### 【推進のための具体的方策】

- ・ 一体的に推進する取組に対する重点的支援
- ・ コミュニティ・スクール設置の手引きの改訂
- ・ C Sマイスター、地域コーディネーター等の連携による推進運動等



#### 2. 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

- 組織としての力を最大限発揮するため、学校のマネジメント力を強化。

#### 【推進のための具体的方策】

- ・ 教職員の地域連携に係る研修機会・内容の充実に向けた支援
- ・ 教員養成段階における地域との連携・協働に関する意識付け
- ・ 地域連携の中核となる教職員の明確化、事務機能の強化

#### 3. 地域の人々や保護者等多様な主体の参画の促進

- 地域や保護者等が当事者意識を高め学校運営に積極的に参画。

#### 【推進のための具体的方策】

- ・ 保護者、地域関係者を広く集めたフォーラムの開催、研修等への支援
- ・ 学校支援地域本部の設置促進、地域コーディネーターの育成・機能強化

#### 4. 協働による学校を核とした地域づくりの促進

- 地方創生の観点等から、学校を核とした地域づくりの動きを促進。

#### 【推進のための具体的方策】

- ・ 学校を核として地域づくりを実現している好事例の収集・発信
- ・ 首長部局等との協働による課題解決モデルの構築
- ・ 学校・地域協働コンシエルジュ(仮称)の仕組みの構築

#### 5. コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

- 類似の仕組みを段階的な姿として捉え、コミュニティ・スクールへの移行を促進。

#### 6. 幅広い普及・啓発と戦略的な広報

- 教育長・首長等への働きかけの促進、全国フォーラム等の開催。

#### 7. 魅力(インセンティブ)の提供

- 教職員体制の整備充実など体制面・財政面等の負担解消に向けた支援。

#### 8. コミュニティ・スクール推進実行プラン(仮称)の策定

- 3,000校の推進目標を着実に達成するとともに、その先を見据えたビジョンや具体策等を示したアクション・プランを策定・公表。

### <都道府県・市町村の役割と推進方策>

- 今後、各地方公共団体は、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指し、一層の拡大・充実に向けて取組を推進。
- 教育長や校長の力強いリーダーシップの発揮に期待し、教職員等の研修やフォーラム等の開催による積極的な普及・啓発等を要請。

## 今後の学校運営協議会制度等の在り方(提言)

- 国は、以下の検討の方向性を踏まえ、引き続き具体的な検討を進める。

### 1. 現行の学校運営協議会の機能の取扱い

- 現行の学校運営協議会の3つの機能は、引き続き備えるべき。教職員の任用に関する意見の取扱いについて適切な理解を促す一方、当該機能を主活動に位置付けない柔軟な仕組みの在り方を検討。

### 2. 学校評議員から学校運営協議会への移行の促進

- 公立学校について、学校評議員から学校運営協議会への移行を積極的に促進。すぐに移行できない学校は、学校評議員の合議体を形成し学校運営への参画を促すことで機能化・活性化を図る。

### 3. 学校支援に係る機能の明確化

- 地域住民等の理解や協力、参画等が促進されるよう、学校運営協議会の機能の一つとして、学校支援活動等の総合的な企画・調整の機能の明確化を検討。

### 4. 学校関係者評価に係る機能の明確化

- 学校運営協議会制度と学校評価の制度を有機的に組み合わせ、両者を一体的に推進。

### 5. これからのコミュニティ・スクールの制度的位置付け

- すべての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するために、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討。